



# 東京都議会議員 補欠選挙

## 大田区選挙区 改選数2



告示日：5月26日(金)

投票  
日時

# 6月4日(日) 午前7時～午後8時

### 投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成17年6月5日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること  
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和5年5月25日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

### 選挙公報は各世帯に配布します

選挙公報は5月30日(火)ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎1階受付、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。東京都選挙管理委員会HPにも掲載予定です。

選挙公報は、5月26日(金)の立候補届出受付終了後に印刷を行うため、届くまでに日数がかかります。HPにも掲載しますので積極的な利用をお願いします。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したCDを用意します。希望する方は、事前にお問い合わせください。



### 住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
5月12日以前に転居届を出した方		新住所地
5月13日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	投票の可否
3月1日以前に転入届を出した方		投票できます
3月2日以降に転入届を出した方		投票できません

2月26日～3月1日に転入届を出した方は、6月1日から期日前投票が利用できます

転出	大田区⇒他市区町村	投票の可否
2月3日以前に転出した方(都内)		投票できません※1
2月4日以降に転出した方(都内)		投票できます※2
大田区から都外へ転出した方		投票できません

※1 1月27日～2月3日に転出した方は、期日前投票のみ投票できる場合があります。詳細はお問い合わせください

※2 ただし、転出先で選挙人名簿に登録された方を除きます。新住所地で発行する住民票の写し(選挙用は交付手数料無料)や、新住所記載の運転免許証、マイナンバーカードがあるとスムーズに投票できます